

民生委員・児童委員による 相談支援活動の ヒント集

第3集

子ども・子育て(家庭)への支援

目 次

はじめに	1
すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動を	2
・ 子どもや子育て家庭をめぐる現状	2
・ 今後の児童委員活動の重点	3
・ 相談支援活動のポイント	5
事例編	7
1. 近隣住民からの虐待の通告	8
2. ネグレクトが疑われるケース	10
3. DV 被害に関する相談	12
4. 養育困難な家庭に関する相談	14
5. 出産・子育てに不安を抱える妊婦からの相談	16
6. 子どもの発育・発達に関する相談	18
7. 高校進学費用に関する相談	20
8. 十分な食事が受けられていない子どもに関する相談	22
9. 父子家庭の子どもの通学に関する相談	24
10. 不登校ぎみの子どもに関する相談	26
11. 子どもたちの夜間の徘徊に関する相談	28
12. 学習に遅れが見られる子どもに関する相談	30
13. 外国人家庭の子どもの就学手続きに関する相談	32
(資 料)	
子どもや子育て家庭への支援を担う機関・団体等について	34
全民児連 広報・研修部会 委員名簿	36

はじめに

近年、住民の抱える生活課題・福祉課題が多様化するなか、住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員に寄せられる相談の内容も多岐にわたっています。

また、住民の課題解決を支援する公私の社会資源は地域によって相違があり、民生委員・児童委員として住民からの相談や依頼があった際の対応に悩むケースも多いと思います。

そこで、全民児連では、とくに経験の浅い委員の皆様の日々の活動の参考となるよう、地域住民の相談支援活動を行なう際に多く寄せられる相談事例について、その対応に関する基本的考え方や関連サービス等を紹介した「活動のヒント集」をシリーズで発行しています。

この第3集では、児童虐待や子どもの貧困など、子どもや子育て家庭を取り巻く課題の多様化、深刻化を受け、「子ども・子育て（家庭）への支援」をテーマとしています。

ぜひ、本書を日々の活動の参考にさせていただきますとともに、単位民児協の定例会における勉強会等でご活用いただき、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動を実践し、子どもや子育て家庭への支援を進めていただければ幸いです。

平成 30 年 3 月

全国民生委員児童委員連合会

広報・研修部会長 大野 トシ子

すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動を

民生委員制度創設 100 周年記念事業の一部として全民児連が実施した全国モニター調査（平成 28 年）によれば、全国の単位民児協の多くで学校訪問や通学路の見守り活動を実施しており、子育て家庭などへの訪問活動や子育てサロンも過半の民児協で実施されています。

ただし、子どもの少ない地域などでは、「支援ニーズが乏しい」「虐待等の課題が顕在化していない」といった声も聞かれ、子どもや子育て家庭への支援の取り組みは、活動全体のなかでは低い割合となっています。

近年、子どもや子育て家庭をめぐる現状は多様化・複雑化しており、社会全体で対応していくことが求められており、児童委員への期待も大きくなっています。何より「子どもが豊かに育つことができるまちは、すべての地域住民にとって生活しやすいまち」であることから、子どもたちの健やかな育ちを支えるまちづくりについて児童委員として取り組むことが期待されます。

■子どもや子育て家庭をめぐる現状

（児童虐待）

- ・ 平成 28 年度中に全国の児童相談所が虐待相談として対応した件数は 12 万 2,578 件と過去最多を更新し、なかでも心理的虐待の増加が顕著となっています。

（子どもの貧困）

- ・ 平成 28 年度の子どもの貧困率は 13.9%であり、子どもの 7 人に 1 人が貧困状態にあるとされ、「貧困の連鎖」の防止が求められています。とくにひとり親家庭の貧困率は 50.8%と非常に高い割合となっています。

(いじめ)

- ・ 全国の小中高校および特別支援学校において平成 28 年度に認知されたいじめの件数は、前年度比 43.8% 増の 32 万 3,808 件で、過去最多を更新しました。

(不登校)

- ・ 平成 28 年度の全国の小中学校の不登校児は 13.4 万人で、小中学生全体の 1.4% に上ります。不登校となった要因はさまざまですが、家庭内の課題や、いじめを除く友人関係の課題などが多くなっています。

- ・ これらの課題に対して、国においても平成 28 年の「児童福祉法」改正(子どもを権利主体として明確化)、平成 25 年の「子どもの貧困対策推進法」、および「いじめ防止対策推進法」、平成 28 年の「教育機会確保法(不登校児童生徒等のため)」等の法整備が進められています。

- ・ さらに、学校においては、教員に加え、子どもへの相談支援体制を充実するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の配置が進んでいます。また、地域関係者が学校の運営に参画し、学校組織全体の力を高めていく「チーム学校」という考え方に基づく取り組みも進められています。

■今後の児童委員活動の重点

.....

全民児連では、平成 29 年 12 月、「全国児童委員活動強化推進方策 2017」を策定し、今後の児童委員活動の重点として以下の点を示しています(重点 4 は略)。

重点１ 子どもたちの「身近なおとな」となり、 地域の「子育て応援団」となる

- すべての親子が地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていくために、地域の子どもたちの「身近なおとな」、また子育て中の親にとっても「人生の先輩、子育ての先輩」として身近な存在となりましょう。

重点２ 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

- 率先して「子育て応援団」となると同時に、地域住民への働きかけを行なうことで、地域に「子育て応援団」を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進めましょう。

重点３ 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、 支える

- 課題を抱えながら周囲に助けを求められない親子を早期に把握し、支援につなぐことで、課題の深刻化防止につなげるとともに、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりに取り組みましょう。

これらの重点を踏まえた取り組みとしては、たとえば日頃から登下校時の見守りや声かけ運動、地域の子育てサロンへの参加等を図ることで、子どもや子育て家庭との関係づくりを進めることが期待されます。

日頃から地域の活動に取り組むことが、子どもや子育て家庭との顔見知りの関係構築につながり、さらに課題を深刻化させる前の相談をしやすくすることにもつながります。

また、「地域のおじさん、おばさん」として、ふだんから子どもに自然体で関わることで、子どもが親にも教員にも言えない悩みの相談を受けること、子どものしぐさなど小さな変化に気付くことが期待されます。相談を受

けた際には、子どもの目線で話を聞く姿勢が大切です。

自治体や保健所・保健センターなどが行なう赤ちゃん訪問や乳幼児健診への協力等を通じて、課題を抱える親子の早期把握につなげること、また学校との情報交換会を通じて、子どもに関する情報共有と役割分担を行なうなどの活動も、課題の深刻化を防ぐうえで効果的といえます。

さらに、地域づくりの視点からは、居場所づくりや地域行事等を通じ、子どもと地域の大人の関係づくりを進めることも有効です。子どもたちが「健やかに育つことができる地域づくり」への取り組みは、児童委員ならではの役割として、とくに期待されるものです。

■相談支援活動のポイント

相談支援活動の基本的考え方

民生委員・児童委員に期待される基本的役割は、住民の身近な相談相手として、日常生活上のさまざまな課題について、助言や情報提供を行なうとともに、必要に応じて行政機関等につなぐことにあります。留意すべき基本的ポイントは本「ヒント集」の第1集をご参照ください。

以下、とくに子どもや子育て家庭に対する相談支援活動における基本的ポイントとして考えられることを示します。

①区域担当児童委員、主任児童委員の役割分担と連携

個々の世帯の状況把握や継続的な見守り支援は区域担当児童委員が主に担い、主任児童委員はそうした児童委員の活動を支援することが原則とされています。しかし、主任児童委員であっても、必要に応じ個別の世帯の支援に関わっていくことが期待されています。

判断に悩んだ際には、民児協内で会長や主任児童委員と相談しながら、民児協として対応方針を協議し、できる限りチームで支援にあたきましょう。

②学校や関係機関との連携を

子どもや子育て家庭が抱える課題の解決のためには、地域の関係者の連携・協力が不可欠です。課題に応じて市町村や保健機関、児童相談所、学校・教育委員会、保育所、医療機関、警察、民間団体など、さまざまな機関との連携が考えられます。市町村ごとに設置されている要保護児童対策地域協議会は、このような機関・関係者の連携をめざしたもののでもあります。

関係機関との連携においては、先方との連絡窓口を誰が担うのかをはじめ、民児協内においても会長や主任児童委員を中心とした連携体制を構築しておくことが重要です。

③家庭全体を視野に入れた支援

児童委員として子どもと関わるなかで、その家庭の課題を把握する、また民生委員として高齢者を訪問した際に孫に関する相談を受けるといった事例は多くみられます。子どもをめぐる課題と家庭の課題は不可分であることを意識し、子どもからの相談があった場合には、保護者を含めた総合的な相談支援を考えていくことが大切です。

④継続的な見守り

保育所や小中学校などは、卒業してしまえば子どもとの関係は切れてしまいますが、地域で共に生活する児童委員は、同じ地域住民として、その子の育ちを継続的に見守り、関わり続けることができます。子どもの育ちとともにその家庭を継続的に見守り続けていくことも民生委員・児童委員だからこそ可能なこととして期待されます。

子どもや子育て家庭への相談支援活動においては、民生委員であり、児童委員であるからこそ可能な関係づくりを進めていきましょう。

事 例 編

以下、子ども・子育て（家庭）への相談支援活動において多く寄せられる相談や依頼について、具体的事例に即して対応の基本的考え方や、その際のヒントなどをご紹介します。

ご紹介している考え方は、あくまで基本的なものであり、支援制度についても代表的なものを取り上げています。都道府県や市区町村ごとに独自の支援制度があれば、そうした制度の利用も考えられます。

また、単位民児協として異なる対応方針をとっている場合であっても、それを否定するものではありません。

近隣住民からの虐待の通告

近隣住民から「隣の家から子どもが泣く声が頻繁に聞こえる。もしかして虐待ではないか」との連絡がありました。

対応の基本的考え方

- 児童虐待防止法においては、虐待として「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト（放置・放任）」、「心理的虐待」の4種類が規定されています。こうした虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格形成に重大な影響を与えます。
- 児童虐待は、早期の発見と対応が何より重要です。児童虐待防止法では、すべての国民に虐待に関する通告義務を課しています。そして児童委員、主任児童委員には虐待が疑われる子どもを発見、また住民から相談を受けた場合には、速やかに市区町村や児童相談所、福祉事務所などへ通告することが求められています。
- 住民から虐待の疑いについて相談があった場合には、最寄りの児童相談所につながる全国共通ダイヤル「189」の存在を伝えましょう。もし住民本人が直接の連絡を避けたいと言う場合は、児童委員が通告を行なうことでも構いません。
その場合、緊急性がある場合は児童相談所へ、そうでない場合はまず市町村の担当課へ通告することとされています。

- 「もし、虐待でなかったら」といった思いから通告に慎重になることもありますが、何より子どもの生命、安全が守られることが大切です。虐待が疑われる段階でも、通告をためらうべきではありません。仮に虐待の事実がなかったとしても、通告者が責任を問われることはなく、通告者に関する秘密も守られます。民生委員・児童委員の通告は守秘義務違反にはあたりません。
- 近隣住民から連絡や相談を受けた際には、「その家庭のプライバシーにも関わることであるため、今後の対応について行政から情報が提供されない場合も多い」旨を伝えておくことも大切です。
- 児童委員は、自ら判断するのではなく、あくまでも専門機関に「つなぐ」ことが基本的な役割です。情報提供があった場合には、市町村の担当課や児童相談所に連絡し、協力要請があった場合に可能な範囲での対応を行なっていきましょう。



キーワード、ワンヒント

児童相談所全国共通ダイヤル「189」

全国の児童相談所につながる共通ダイヤルで、覚えやすい3桁の番号となっています。「189」は「いち早く」を意味しています。

24時間・365日対応しています(通話料がかかります)。

匿名での通報・相談も可能です。虐待の早期発見・対応のために、地域の人びとへ広く周知していきましょう。

近隣住民から、近所の母子家庭について、「母親は不在にすることが多く、家には就学前の子ども1人で、食事や着替えも十分でないようだ」との相談がありました。

対応の基本的考え方

- 本事例は、虐待種別のうち「ネグレクト（放置・放任）」が疑われるケースです（児童虐待の定義については事例1を参照）。
- ネグレクトの背景には、家庭の経済的困窮、親の心身の状況、育児放棄等、さまざまな課題が考えられ、それぞれにより関わり方や支援方法を検討する必要があります。
- まず、この家庭の状況を把握するために、関係機関と情報共有を図ることが大切です。ネグレクトである可能性を踏まえ、まず市町村役場に連絡し、情報を共有し、必要に応じて家庭訪問を行なうなどにより、その家庭の状況や課題を把握しましょう。
- とくに子どもの生命や安全が危ぶまれる場合には、親子を一時的に別々に生活させるために、福祉事務所や家庭児童相談室、児童相談所等での一時保護が行われる場合があります。

- 一方、母親が不在にすることが多い背景として、経済的困窮から、仕事の掛け持ちをしている場合があります。そのような場合には、ひとり親家庭に対する経済的支援が考えられ、児童扶養手当の受給状況の確認、また母子寡婦福祉資金貸付金や生活保護制度の紹介などが考えられます。
- ひとり親家庭における仕事と育児の両立は、親にとって大きな負担がかかります。各市区町村に設置されている「ファミリー・サポート・センター」（詳細は事例4）による相談支援や自治体独自に行なわれている子育て（応援）ヘルパー等のサービスの利用も考えられます。
- なお、母子家庭の自立に向けては、継続的な支援が必要になる場合も少なくありません。福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員を紹介し、自立への具体的な支援を相談することも有効です。

キーワード、ワンヒント

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭および寡婦に対して総合的な支援窓口として、就業支援や子育て・生活支援、子どもの学習、養育費の確保や経済的支援等についての相談支援を行ないます。

原則、福祉事務所に配置（母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく）され、就業支援専門員とともに総合的な支援のため、ニーズに合わせた支援メニューを組み合わせで作成します。

近隣住民より、知人女性から「夫から日常的に暴力をふるわれ、その状況を子どもも見ています。どうにかしたいと思っているが逃げられない」との相談があったが、どうすればよいかとの相談がありました。

対応の基本的考え方

- こうした相談を受けた場合、被害に遭っている女性（母親）と子どもの気持ちに配慮しつつ、直接の相談者とも協力し、適切な情報提供を行なっていくことが考えられます。児童委員 1 人で抱え込むことはせず、必ず専門機関と連携しながら対応しましょう。
- 本事例は、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談です。DV とは、一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われます。この暴力には、身体的なもの、精神的なもの、性的なものがあります。
- 子どもの前でのこうした暴力は「面前 DV」と呼ばれ、これは子どもへの心理的虐待にもなります。
- DV 防止法においては、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者に対し、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官への通報に関する努力義務を定めています。

- DV 被害に関する通報受理や被害者への相談支援を行なうために、「配偶者暴力相談支援センター」が都道府県ごとに設置されています。具体的には婦人相談所やその他適切な施設がその機能を担っています。また、地域によっては、市町村でも設置されている場合があります。
- 被害者が重大な危害を受けるおそれがある場合には、DV 防止法に基づき、裁判所への申し立てにより、加害者に対し、被害者への接近を禁じる保護命令が出されることもあります。
- 被害者（母子）の一時保護が行なわれる場合には、婦人相談所に加え、民間のシェルターや母子生活支援施設等に委託される場合があります。



キーワード、ワンヒント

電話による DV 被害相談窓口

- DV 相談ナビ（全国共通ダイヤル 0570-0-55210）
全国共通ダイヤルから自動音声で最寄りの相談窓口を案内する電話番号案内サービスを提供しています。
- 女性の人権ホットライン（0570-070-810）
女性をめぐるさまざまな人権問題についての専用窓口です。最寄りの法務局・地方法務局につながり、法務局職員または人権擁護委員が相談に対応します。

保育所との情報交換会の際に、「両親の離婚に伴い祖父母に育てられている園児が、祖父母の身体の調子が良くないため、十分な世話を受けられていないようで気になる」との相談がありました。

対応の基本的考え方

- まずは、保育所としての対応状況や今後の対応方針について確認し、児童委員としてどのようなことが期待されるか、保育所長、担当保育士と相談を行ないましょう。
- 児童委員に面識のない家庭であれば、保育所の紹介により家庭を訪問し、見守り、相談にあたることが考えられます。両親、祖父母の状況を把握したうえで、必要に応じて行政に相談し、対応を考えていくこととなります。
- その際、民児協内での分担も考えていきましょう。保育所や関係機関との連携については主任児童委員が、日頃の見守りは区域担当児童委員が中心に行なうといったことが考えられます。また、民生委員として、祖父母の健康や生活上の悩み・不安等について相談相手となることで、家庭全体の課題も見えてくることもあります。

- こうした家庭に対する具体的な支援事業として、国の事業として、養育支援がとくに必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導や助言等を行なう「養育支援訪問事業」（詳細は事例6）が行なわれています。訪問支援については、専門的相談のほかに、育児・家事援助等も含め、複数の訪問支援者が役割分担のもとで実施します。
- また、各市区町村に設置されている「ファミリー・サポート・センター」や自治体独自に行なわれている子育て（応援）ヘルパー等のサービスの利用により、育児に関する祖父母の負担を軽減することも考えられます。
- 対象家庭がこのようなサービスを利用する場合、専門職による支援と児童委員の役割分担について、相談、整理しておくことも大切です。

キーワード、ワンヒント

ファミリー・サポート・センター

育児の支援を受けたい人と支援できる人が会員となり、保育所への送り迎えや児童の預かり等の相互支援活動に関する連絡、調整を担っています。こうした事業は市区町村単位で実施されており、病児・病後児の預かりや早朝・夜間などの緊急時の預かりなどを実施している場合もあります。

活動時間や料金等の詳細については、各市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

出産・子育てに不安を抱える妊婦からの相談

児童委員として協力していた妊婦健診の際に面識のできた10代女性から、「夫とは別れ、頼れる親族や友人もなく、出産や子育てにかかるお金が工面できず、また1人で子育てしていけるか不安だ」と相談を受けました。

対応の基本的考え方

- 子育て家庭の孤立を防ぐには、妊娠から出産を経て、育児に至る過程を切れ目なく支援していくことが大切といえます。
- 日頃から児童委員が妊婦や子育て中の親と積極的に関わっていくことで、信頼関係が生まれ、不安や課題の相談にもつながります。
- 妊産婦に対しては、保健所や市区町村行政が中心となって各種支援制度が設けられており、現在、妊娠中から子育て期にわたる子育て家庭の多様なニーズに対応する「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）」の整備が全国で進められています。
- 保健所や保健センターでは、保健指導・健康相談に加え、妊産婦のための「母親学級」として、出産や育児に関する学習会などが開催されています（「両親学級」などもあり）。こうした場への参加は、妊産婦の孤立防止に有効です。

- この事例のように、出産のための入院や分娩費用が用意できない場合（住民税非課税世帯や生活保護受給世帯等）には、各自治体で「入院助産費用助成制度」が用意されていますので、こうした制度の利用を紹介するとよいでしょう。
- 市区町村においては、妊婦健診に加え、出産後の孤立防止等につなげるため、保健所などを中心に「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を行っています。また、乳幼児定期健診の受診を通じた孤立防止や未受診家庭の訪問により課題を抱える家庭の早期発見にも取り組んでいます。
- 出産後は、地域の「子育てサロン」や「子育てひろば」等、母親の仲間づくりや悩みやストレスを吐露できる場を紹介すること、また民児協として運営に協力していくことも有効です。



キーワード、ワンヒント

母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)

保健師や助産師、ソーシャルワーカー等を設置し、すべての妊産婦、乳幼児とその保護者を対象とし、妊娠から出産、子育てまでの幅広い相談支援に対応する施設です。

母子保健法の改正により、平成29年4月より、同センターを市区町村に設置することが努力義務とされました。

子どもの発育・発達に関する相談

こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）で訪問をした際に、子どもの発育、発達の状況に不安を抱えた母親から相談を受けました。

対応の基本的考え方

- 男性委員の場合は、こうした相談に不慣れなこともあると考えられますが、まず、子どもの発育、発達には個人差があることを理解しておきましょう。
- 子どもの発育、発達が遅れていると感じている親は、さまざまな葛藤を抱えているはずです。まずは不安を打ち明けてくれた母親の気持ちに寄り添うことが大切です。そのうえで、さまざまな相談先があることを伝えていきましょう。
- 児童相談所や保健所・保健センターでは、児童の発達について保健師等による相談支援に応じています。発育の不安等については、まず保健師への相談を勧めることが考えられます。状況によっては、児童委員自らが保健師につなぎ、役割分担のもとで母親のサポートを行なっていきましょう。必要があれば、保健師による養育支援訪問も行なわれます。
- 妊婦健診や1歳6か月健診、3歳児健診においては、乳幼児の発育、発達状況に関する助言を専門家から受けることができます。

- また、平成29年より市区町村への設置が努力義務化された「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）」では、妊娠から出産、子育てを一貫して支援しており、保健師やソーシャルワーカー等が配置されています（事例5参照）。
- 子育ての孤立が育児不安につながることも考えられます。母親が子育ての悩みや不安を打ち明け、相談できる場として、地域の子育てサロンや子育てひろば等を紹介し、参加を促すことも有意義です。

キーワード、ワンヒント

養育支援訪問事業

養育支援がとくに必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等、また、子育て経験者やヘルパー等による育児・家事援助を行ないます。

対象となる家庭は、以下のような家庭が考えられます。

- ①若年の妊婦および妊婦健診未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- ②出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- ③食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- ④児童養護施設等の退所または里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

母子家庭の母親から、子どもの高校進学費用で悩んでいるとの相談がありました。

対応の基本的考え方

- 低所得世帯の進学費用には、以下のような支援制度があることを紹介しましょう。
- 現在、公立高校はすでに授業料が実質無償化されており、私立高校についても実質無償化が実現される方向となっています。さらに、高校への就学に向けては、給付による支援と貸付による支援制度が設けられています。
- 給付による支援としては、「高等学校等就学支援金」と「高校生等就学給付金」があります。

【高等学校等就学支援金】

- ・ 高校、高等専門学校、特別支援学校等への就学に係る授業料負担軽減のため、国公立を問わず、年収 910 万円程度未満の世帯に支給される支援金です。支給額は全日制高校で月 9,900 円で、低所得世帯には加算措置が設けられています。

【高校生等就学給付金】

- ・ 市町村民税非課税世帯を対象に、授業料以外に必要な費用を支援するための給付金です。給付額は学校の種類や扶養している子どもの数で異なりますが、国公立の場合で年額 3 万～13 万円程度となっています。

- 貸付による支援としては、社会福祉協議会（社協）による生活福祉資金貸付事業の「教育支援資金」、またひとり親家庭であれば、都道府県による「母子父子寡婦福祉資金」貸付金の修学資金、就学支度費などがあります。
- このうち「教育支援資金」の借り入れ相談および申込は市区町村社協が窓口となります。民生委員を介して申し込みを行なうことも可能であり、この資金の貸付に際しては、民生委員の「調査（意見）書」が必要とされることから、民生委員として社協の窓口に連絡するとともに、必要に応じて申し込みに同行することも考えられます。

キーワード、ワンヒント

教育支援資金の概要

①教育支援費（授業料）

限度額（月額）

高校 3.5 万円/高専・短大 6 万円/大学 6.5 万円

※とくに必要な場合は、限度額の 1.5 倍までの借入が可能

②就学支度費（入学金、制服代等）

50 万円以内

※いずれも無利子、卒業後 6 か月以内の措置期間（償還開始までの期間）後、20 年以内で償還

十分な食事が受けられていない子どもに関する相談

小学校との情報交換会の際に、「家で十分な食事ができていないと思われる児童がいる。現在スクールソーシャルワーカーが対応しているが、児童委員にも協力してほしい」との相談がありました。

対応の基本的考え方

- 約7人に1人の子どもが（相対的）貧困状態にあると言われる現在、日頃の食事が十分でないことにより、子どもの成長に大きな影響を及ぼしているケースは少なくありません。「夏休みが終わる頃、体重が減る子どもがいる」と、学校現場では、給食がない夏休みなどに食事を十分取れず、体調を崩す子どもの存在が危惧されています。
- 本事例では、すでに学校に配置されたスクールソーシャルワーカーが保護者への相談等に当たっていると考えられますが、まずは子どもや家庭の状況、これまでの対応についてスクールソーシャルワーカーと情報共有を行ない、児童委員としてできることを話し合しましょう。
- 家庭訪問を行なうにしても、面識のない家庭であれば、突然訪ねていくことは、学校とその家庭との関係に悪影響を与えかねないため、学校（スクールソーシャルワーカー）から家庭に連絡してもらうことが適当です。

- 十分な食事ができていない背景として考えられることとして、たとえば、経済的困窮や親の病気、育児放棄によるネグレクトなどが挙げられます。スクールソーシャルワーカーがその点について把握できていなければ、まずは背景にある課題の把握に努めましょう。そのうえで、学校や行政と連携し、必要な支援を考えていきましょう。
- 平成 27 年度から始まった生活困窮者自立支援制度においては、生活保護は受けていないものの、経済的困窮等のさまざまな課題を有する住民の相談を一元的に受けとめ、課題に即した自立支援計画に基づく継続的な相談支援が行なわれています。福祉事務所設置自治体ごとに、相談を受け付ける自立相談支援機関が設置されており、親の就労支援や子どもの教育支援等の紹介も行なっています。

キーワード、ワンヒント

子ども（こども）食堂とは

「子ども（こども）食堂」は、平成 24 年頃から全国各地で取り組みが広がり、平成 28 年 5 月末時点で全国に 300 か所以上が存在しています。一般的には、さまざまな事情を抱えた（経済困窮やひとり親など）子どもなどに無料や低料金で食事を提供する場といえます。

ただし、子ども（こども）食堂は低所得家庭の子どもだけを対象としたものではなく、子どもが子ども同士で、また地域のさまざまな大人たちとふれ合うことができる交流の場としての役割も果たしています。

父子家庭の子どもの通学に関する相談

主任児童委員が小学校を訪問した際に、「父子家庭で、父親が仕事で不在にすることが多く、遅刻や欠席が多く気になっている子どもがいる」との相談を受けました。

対応の基本的考え方

- こうしたケースへの対応は、主任児童委員だけでなく、区域担当児童委員と情報を共有し、校長や教頭、担任教諭や養護教諭、スクールソーシャルワーカー等と相談しつつ、必要に応じて父親との面談を行なっていくことなどが考えられます。
- 児童委員としては、父親とその子どもに対して、あくまでも同じ地域で生活する住民の1人として接し、信頼関係を構築するなかで身近な相談相手となり、悩みや課題となっていることの解決に協力していくことが期待されます。
- この事例のようなケースでは、不規則な生活になっている背景にある課題を把握し、それに対応した支援を考えていく必要があります。
- ひとり親家庭への支援のためには、福祉事務所に「母子・父子自立支援員」（詳細は事例2を参照）が配置され、母子家庭、父子家庭への総合的な相談支援を行なっています。

- この事例では、父親は就労しており、経済的な課題というよりは育児についての課題と考えられます。こうしたケースでは、父親の家事等の負担を軽減するため、ファミリー・サポート・センターや、自治体独自の子育てヘルパー等の利用を紹介することが考えられます。
- こうした支援により、子どもの規則正しい生活をサポートするとともに、子どもへの登校支援については、学校との連携・分担のもと、朝の見守りや友達同士の誘い合いなどにより、子どもが学校へ通いやすい環境を整えることが期待されます。
- また、父親自身が日常的に頼れる相手をもつことも大切です。これには、公的なサービスとともに民間の自主的取り組みとして、たとえば、地域の「父子会」や「おやじの会」等、仲間をつくれる場を紹介することが考えられます。

キーワード、ワンヒント

ひとり親世帯の実態

(平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告より)

- ひとり親本人が困っていること
母子世帯：「家計」50.4%、「仕事」13.6%、「自分の健康」13.0%
父子世帯：「家計」38.2%、「家事」16.1%、「仕事」15.4%
- 子どもについての悩みは、母子世帯、父子世帯ともに、「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。
- 相談相手の有無については、「相談相手がいない」は母子家庭で20.0%、父子家庭で44.3%となっている。

不登校ぎみの子どもに関する相談

民児協と小学校との情報交換会の際に、不登校ぎみの児童に対する登校支援と家庭生活の見守りへの協力を依頼されました。

対応の基本的考え方

- 本事例は、不登校児童への支援に関する相談ですが、こうしたケースは関係者があせらず、時間をかけて対応していくことが大切といえます。
- 不登校児童生徒とは、文部科学省の定義によれば、連続または断続して年間 30 日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者」とされています。
- 調査によれば、不登校の契機と考えられるものとして、小学校の場合、「不安などの情緒的混乱」や「無気力」、中学校では「不安などの情緒的混乱」や「無気力」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が上位にあげられています。また、学習障がいや注意欠陥多動性障がい等による学習のつまずきや、人間関係構築の困難さが不登校の要因となる場合も見られます。
- 不登校児童に対する支援としては、学校においても、教員による教育相談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉に関する専

門家による相談体制が拡充されつつあります。また、市町村によっては、学校復帰に向けた支援を行なうために、教育委員会が「教育支援センター（適応指導教室）」を設置している場合もあります。

- 何より、不登校児童生徒に対する支援においては、不登校の背景として考えられることを把握し、それに対応した支援が必要となります。また、子どもだけではなく、親の気持ちにも配慮する一方、あせって無理に登校させるようなことがないよう助言するなど大切です。日常的に学校との情報共有を行ないながら、チームとして関わるようにしましょう。

キーワード、ワンヒント

教育支援センター（適応指導教室）

教育委員会が設置し、不登校児童生徒の集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行なうことにより、その学校復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立を支援します。

フリースクール

学校復帰に限らず、居場所づくりといった点から大きな役割を果たしているものに「フリースクール」があります。小中高校の不登校児童生徒が学校外の機関で指導等を受ける場合において、こうしたフリースクールにおいても一定要件を満たす場合に、学校長は指導要録上「出席扱い」にできることとされています。

さらに、通学定期乗車券制度（いわゆる「学割」）の適用を受けることも可能となっています。

子どもたちの夜間の徘徊に関する相談

近隣住民から、「毎晩、中学生が駅周辺などに集まって周囲を徘徊している」との相談がありました。

対応の基本的考え方

- まずは、子どもが通う中学校へ情報提供し、中学校としての把握の有無を確認し、子どもの状況や家庭の状況について情報を共有しましょう。児童委員が直接現場に出向いて子どもたちへの指導を行なうといったことは適当とは考えられません。
- 子どもは親子関係や家庭生活のなかで不安感を抱くと態度や行動に表れやすい傾向があり、非行行為もそのひとつと考えられています。
- 非行少年とは、「犯罪少年」、「触法（しょくほう）少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）」、「虞犯（ぐはん）少年」の総称で、少年法においても同様の定義とされています。夜間、中学生が駅周辺などに集まっていることのみをもって非行ということはできませんが、健全育成の観点からは望ましいとはいえません。
- 都道府県警察では、「少年サポートセンター」を設置し、少年問題に関する専門的知識や技能を有する「少年補導職員」を中心に、少年相談等、非行防止の取り組みを行なっています。

- また、非行や犯罪被害等、個々の少年の抱える問題状況に応じた適切な対応を行なうために、学校、警察、児童相談所等の担当者からなる「少年サポートチーム」が編成されています。それぞれの専門分野に応じた役割分担のもと、少年への指導・助言が行なわれます。
- さらに、教育委員会と警察との協定等に基づき、非行少年等の情報を相互に通報する「学校警察連絡制度」がすべての都道府県で運用されているほか、全国の警察署の管轄区域や市町村の区域を単位に約2,700の「学校警察連絡協議会」も設けられています。
- 児童委員として日頃から地域の子どもたちに積極的に声がけを行なうことなどを通じて面識をつくり、不安の相談をはじめ、話し相手になれるような関係づくりを行なうことも、非行防止や健全育成に役立つものと考えられます。

キーワード、ワンヒント

スクールサポーター

学校と警察をつなぐ存在として、退職した警察官や教員を「スクールサポーター」として警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣する制度。学校での少年の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動等を行なっています。

学習に遅れが見られる子どもに関する相談

学習に遅れが見られる小学生の子どもに関して、親から学習障がいではないかと相談を受けました。

対応の基本的考え方

- 子どもの発育の遅れや障がいに関して、親がそれを認め、受け入れるのにはさまざまな葛藤があるはずです。それだけに、まずはその気持ちに寄り添うことが大切です。同時に、障がいの可能性などについて児童委員が判断をするべきではないことに留意しましょう。
- この事例では、子どもの学習の遅れについて、親は学習障がいを考えているといえます。学習障がいとは、発達障がい的一种で、今日、学校現場においても発達障がいのある子どもが増加しています。
- 発達障がいは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。
- このうち、学習障がいとは、全般的な知的発達に遅れはないものの、読む、書く、計算する等、特定の能力を学んだり、行なったりすることに著しい困難がある状態をいいます。

- 発達障がいにおいては、障がいの特徴が重なり合っている場合も多く、明確に区分診断することが難しいほか、発達障がいと知的障がいを併せもつ場合もみられます。
- 支援にあたっては、子どもの通っている学校との情報交換が不可欠です。学級担任や生徒指導の教員と連絡を取り、学校での子どもの状況や対応について家族を交えて話し合うことも考えられます。学習障がいが疑われるときには、医学的な診断も重要となりますので、医療関係者との連携も必要です。
- 学習障がいの判断は専門家によるべきものです。しかし、はじめから専門機関へ足を運ぶことに抵抗を感じる親も多いと考えられます。まずは、身近にあって、子どもの発達に関して広く相談に応じる保健所や保健センターに相談することを勧めてみましょう。



キーワード、ワンヒント

発達障害者支援センター

発達障がい児（者）とその家族の地域生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、さまざまな相談支援、指導を行ないます。

都道府県・指定都市、または都道府県知事が指定した社会福祉法人、NPO 法人等が運営しています。

外国人家庭の子どもの就学手続きに関する相談

言葉の壁により子どもの就学手続きがうまくできないと外国人家庭から相談を受けました。

対応の基本的考え方

- 本事例は、市町村行政や教育委員会と連携して対応すべきケースといえます。
- 外国人家庭のなかには、言葉の壁により、書類の作成に苦勞したり、窓口での相談に困難を感じている家庭も少なくありません。そのため、自治体によっては役所内に外国語の通訳者を配置したり、地域の支援団体から通訳者の派遣や窓口での通訳対応の協力を得ている場合があるので、そうした情報を提供してみましょう。児童委員自身がこれらの情報について事前に調べ、その家庭と通訳（ボランティア）をつなぐといったことも考えられます。
- 児童委員がその家庭と関わる際、外国語でのやりとりは困難なケースが多く、日本語でのやりとりになるものと考えられます。その場合、できる限りゆっくりと、単語と単語の間で区切り、やさしい日本語、伝わる日本語を心がけましょう。
- 国では、外国語版「就学ガイドブック」を作成しており、そのなかでは、わが国の学校教育や就学手続き、学校生活、教育相談についての説明が記されています。また、多くの外国人住民が居住する市町村などでは、複数の言語で独自の「ガイドブック」を作成して

いる場合もあります。自身の市町村の状況を確認し、
情報提供していきましょう。

- なお、外国人住民のための「相談支援センター」（名称はそれぞれ）を設置している都道府県もあります。
- 入学手続きだけでなく、入学後の支援も重要です。
たとえば、小学校入学後の支援としては、外国人住民の多い自治体では、日本語が十分でない子どもたちのために、日本語指導の教室を開催するといった取り組みも行なわれています。
- 外国人家庭が地域生活を送るなかでは、子どもの就学以外にもさまざまな困難を生じることが少なくありません。とくにコミュニケーション上の課題から地域で孤立しがちになるケースが少なくありません。行政だけでなく、外国人を支援する NPO、ボランティア団体などの情報を集め、提供することも有効な支援となります。

キーワード、ワンヒント

外国語版「就学ガイドブック」

文部科学省では、「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」を作成しており、ホームページに英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の各言語別に掲載されており、データをダウンロードできるようになっています。

【http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm】

子どもや子育て家庭への支援を担う機関・団体等について

1. 総合的な相談窓口

福祉事務所	福祉行政の総合窓口で都道府県および市（特別区含む）が設置しています（町村は任意設置）。住民のさまざまな相談支援を行なう社会福祉主事が配置されています。生活保護制度の申請窓口であるほか、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請窓口でもあります。
児童相談所	18歳に満たないすべての児童を対象とし、児童やその保護者への支援を行なう児童福祉の専門機関です。都道府県・指定都市（平成28年度からは東京23区など特別区にも設置可能になっています）および一部の中核市に設置されており、児童福祉司や児童心理司といった専門性ある職員が配置されています。養育や保健、障がい、健全育成など幅広い相談支援に対応します。また、虐待問題に際しては必要に応じて親子分離による一時保護も行ないます。
保健所、保健センター	保健所は、地域保健の専門的・広域的な拠点として都道府県・指定都市等に設置されています。 また、保健センターは市町村ごとに設置され、より住民の身近なところで保健事業等を担っています。 いずれも保健師が配置され、住民からの相談に応じ、保健所では妊婦や乳児に対する健康診査や保健指導を実施しています。
児童家庭支援センター	児童虐待や不登校、発達障がい児等に対するケアなど、専門的支援が必要な子ども、子育て家庭に対する早期の支援のため、市町村の子ども家庭支援体制を補完する児童福祉の専門機関です。全国の児童養護施設を中心とする児童福祉施設に設置されています。

2. 妊娠・出産・子育ての支援

女性健康支援センター	保健師等による婦人科的疾患および更年期障がい、出産についての悩み、不妊等、女性の健康に関する相談指導を行なうセンターで、設置が進められつつあります。
------------	--

※「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）」、「ファミリーサポートセンター（子育て援助活動支援事業）」については、本文中にて紹介しています。

3. DV 被害者への支援

配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、相談支援や被害者および同伴者の一時保護、自立生活の支援等を行ないます。婦人相談所その他の適切な施設において、また市町村自らが設置する施設においてその機能を果たしています。
婦人相談所	DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を担う機関のひとつであり、配偶者の暴力・DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けている女性の相談やカウンセリング、調査指導、一時保護などを行なう施設です。各都道府県に設置され、専門の資格を有する婦人相談員等が相談にあたります。
婦人保護施設	もともとは売春を行なうおそれのある女子を保護する施設でしたが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、さまざまな事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象となっています。売春防止法により都道府県や社会福祉法人などが設置しています。入所にあたっては、婦人相談所を通じて保護が実施されます。 ※平成13年4月に成立した配偶者暴力防止法により婦人保護施設が配偶者からの暴力の被害者の保護を行なうことができることが明確化されました。

4. 障がいに関する支援

児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行なう施設で、利用には市町村への申請が必要です。
------------	--

精神保健福祉センター	都道府県・指定都市ごとに1か所ずつ設置され（東京都は3か所）、「こころの健康センター」などと呼ばれている場合もあります。 センターでは、こころの健康についての相談、精神科医療についての相談、社会復帰についての相談、アルコール・薬物依存症の家族の相談、ひきこもりなど、思春期・青年期問題の相談、認知症高齢者相談など精神保健福祉全般にわたる相談を行なっています。 センターの規模によって異なりますが、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、作業療法士などの専門職が配置されています。
------------	---

※「発達障害者支援センター」については、本文中にて紹介しています。

5. ひとり親世帯への支援

母子生活支援施設	児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子およびその子どもを入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。DV（ドメスティック・バイオレンス）による一時保護施設としては母子生活支援施設が最も多く利用されています。 児童（18歳未満）およびその保護者（配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子）が利用対象ですが、児童が満20歳に達するまで引き続き在所することができます。 母子生活支援施設においては、母子を保護するとともに、その自立を促進するため、それぞれの状況に応じ、就労、家庭生活および児童の教育に関する相談・助言等の支援を行なっています。 各母子世帯の居室のほかには集会・学習室等があり、母子支援員、少年指導員等の職員が配置されています。
母子寡婦福祉会等 ※名称は地域によって異なります。	母子家庭、父子家庭の互助のための団体で、都道府県や多くの市区町村で設置されています。当事者同士の交流事業や各種相談事業などが活動の中心となっています。同じ境遇にある当事者同士で、その経験を生かした相談支援活動も行なわれています。

※「母子・父子自立支援員」については、本文中にて紹介しています。

6. 不登校、ひきこもり、少年非行等に対する支援

少年サポートセンター	都道府県警察が設置するもので、警察官、少年警察補導員、少年心理専門官（臨床心理士）が配置され、子どもを非行や犯罪被害から守る活動、非行少年の立ち直り支援などを行なっています。
ひきこもり地域支援センター	ひきこもりの状態にある本人やその家族のための相談窓口として都道府県・指定都市に設置・運営されています。社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等のひきこもり支援コーディネーターを中心に地域の関係機関とのネットワークにより支援にあたります。
地域若者サポートステーション	地域若者サポートステーション（愛称：「サポステ」）では、働くことに悩みを抱えている15～39歳の若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行なっています。 サポステは、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO法人、株式会社などが実施しています。 「身近に相談できる機関」として、全国の方が利用しやすいよう、すべての都道府県に設置されています（全国173か所/平成29年度）。

※「教育支援センター（適応指導教室）」、「フリースクール」については、本文中にて紹介しています。

全民児連 広報・研修部会 委員名簿

敬称略／平成 30 年 3 月現在

部会長	大野 トシ子	副会長（千葉県）
副部会長	長谷川 剛	理 事（新潟県）
副部会長	石原 欽子	理 事（大阪府）

（全民児連評議員）

委 員	篠原 清美	福島県
同	竹内 昌信	茨城県
同	大島 友治	福井県
同	宮田 恵子	愛媛県
同	石橋 壯児	福岡県
同	宮田 光明	横浜市
同	山寄 梅治	名古屋市
同	木下 記代美	北九州市

（ブロック選出委員）

同	梅田 絹子	北海道
---	-------	-----

民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集
第3集 子ども・子育て（家庭）への支援

発行 平成30年3月

全国民生委員児童委員連合会

（事務局）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内
Tel 03-3581-6747 Fax 03-3581-6748

